

第1次～第8次までの「建設雇用改善計画」の対照表

資料4

| | 第1次計画 | 第2次計画 | 第3次計画 | 第4次計画 | 第5次計画 | 第6次計画 | 第7次計画 | 第8次計画 |
|-------|------------------------------|---------------------|---|---|--|--|--|---|
| 期間 | 昭和52～55年度 | 昭和56～60年度 | 昭和61～平成2年度 | 平成3～7年度 | 平成8～12年度 | 平成13～17年度(9月) | 平成17(10月)～22年度 | 平成23～27年度 |
| 計画の課題 | 「建設労働者の雇用の改善等のための基礎づくりとその定着」 | 「建設雇用改善のより確実な定着と前進」 | 「建設業を取り巻く厳しい環境、労働力の質的変化等に対応しつつ、建設雇用改善の着実な前進を図ること」 | 「深刻な技能労働者不足、公共投資の拡大等の建設雇用を取り巻く状況の変化に適切に対応しつつ、建設雇用改善の総合的推進策の確立とともに、建設技能労働者の確保・育成を図ること」 | 「21世紀に向け、建設労働者が『モノづくり・まちづくり』の魅力を実感できるよう、快適で活力ある職場づくり、建設生産を担う人づくりに積極的に取り組む」 | 「建設労働者一人一人の職業生活の安定が図られる中で、その持てる能力を十分発揮して生き生きと働ける環境づくりに積極的に取り組み、建設業の魅力ある産業としての発展に資する」 | 「高い意欲と能力を持つ建設労働者が安心して生活できる労働環境のための建設雇用改善を推進するとともに建設産業における就業機会の確保・拡大を図る」 | 「高い意欲と能力を持つ建設労働者が安心して生活できる労働環境のための建設雇用改善を推進するとともに建設産業の将来を担う若年労働者の確保を図る」 |
| | | | | | (最重要施策) ① 建設労働者の雇用の一層の近代化を推進すること。特に、労働時間の短縮の促進及び建設業の構造変化に対応した雇用改善推進体制の整備を図ること。 ② 建設労働者の確保・育成のための効果的な職業能力開発を推進すること。特に、より広域的な共同訓練、認定職業訓練の充実を図ること。 ③ 今後の労働力需給を見通し、質の高い労働力の確保とあわせて女性、高齢者の積極的な活用を推進すること。 | (最重要施策) ① 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある労働環境づくりを図ること。 ② 建設労働者を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、建設労働者一人一人に着目した能力開発を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行えるようにし、その職業能力を高めること。 ③ 今後の労働力需給構造の変化を見通しながら、若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。 | (最重要施策) ① 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある労働環境づくりを図ること。 ② 建設労働者を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、教育訓練の共同かつ広域的な実施を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行えるようにし、その職業能力を高めるとともに、技能の継承を図ること。 ③ 今後の労働力需給構造の変化を見通しながら、若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図ること。 | (最重要施策) ① 建設労働者の職業生活の全期間を通じた職業の安定を図りつつ、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」(昭和51年法律第33号。以下「建設雇用改善法」という。)等に基づき、建設労働者の雇用の一層の近代化を進め、魅力ある労働環境づくりを図る ② 建設労働を取り巻く環境の変化も踏まえ、事業主等が行う職業能力開発を引き続き促進する中で、教育訓練の共同かつ広域的な実施を推進しながら、建設労働者自らがその能力の開発を行うことができるようにし、その職業能力を高めるとともに、技能の継 ③ 若年労働者の減少が今後深刻な問題となることへの懸念があることを踏まえ、これまで以上に若年者の建設業への入職促進及び定着を図るとともに、高齢者や女性が活躍できるような労働環境の整備を図る |

| | 第1次計画 | 第2次計画 | 第3次計画 | 第4次計画 | 第5次計画 | 第6次計画 | 第7次計画 | 第8次計画 |
|--------|--|--|--|---|---|---|---|--|
| | | | | | | | ④ 建設事業主が、新分野において中核的な役割を果たす労働力を確保して新分野進出を円滑に行うことにより、現に雇用されている建設労働者の雇用の安定を図るとともに、企業単位での一時的な労働力の過不足が建設業において恒常的に発生する中で、建設業務労働者の雇用の安定を図るため、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営を確保すること。 | ④ 建設事業主が建設業内外の新たな分野に進出することを支援するとともに、建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営を確保することにより、現に雇用されている建設労働者の雇用の安定を図ること。 |
| 各計画の目次 | Ⅲ 雇用状態改善施策の基本事項 1 建設雇用改善法の周知徹底 (1) 建設雇用改善法の周知 (2) 建設事業主に対する指導監督 | 1 建設労働者の雇用状態の改善 (1) 雇用関係の明確化 (2) 建設労働者の雇用の安定化 (3) 季節・出稼労働者対策の推進 | 1 雇用状態の改善 (1) 雇用関係の明確化 (2) 雇用の安定化 (3) 季節・出稼労働者対策の推進 | 1 雇用状態の改善 (1) 雇用関係等の明確化 (2) 雇用の安定化 (3) 季節・出稼労働者対策の推進 | 1 建設労働者の雇用の一層の近代化 (1) 建設雇用改善のための基本的事項の達成 イ 雇用関係等の明確化 ロ 雇用と収入の安定化 ハ 季節・出稼労働者対策の推進 ニ 労働時間短縮対策の推進 ホ 労働安全衛生対策の推進 ヘ 労働保険及び社会保険への加入促進並びに退職金共済制度の普及 ト その他労働福祉の充実 | 1 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備 (1) 建設雇用改善の基本的事項の達成 (2) 労働環境の整備 | 1 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備 (1) 建設雇用改善の基本的事項の達成 (2) 労働環境の整備 | 1 魅力ある労働環境づくりに向けた基盤整備 (1) 建設雇用改善の基本的事項の達成 (2) 労働環境の整備 |

| 第1次計画 | 第2次計画 | 第3次計画 | 第4次計画 | 第5次計画 | 第6次計画 | 第7次計画 | 第8次計画 |
|---|--|---|--|---|---|---|---|
| | | | | <p>(2) 事業主の現場からの発想と自主的努力を尊重した雇用の近代化の推進</p> <p>イ 雇用改善推進体制の充実</p> <p>(イ) 元請企業の役割の強化</p> <p>(ロ) 専門工事業者団体等における雇用改善推進体制の充実</p> <p>(ハ) 地域の事情を踏まえたきめ細かな改善の推進</p> <p>(ニ) 雇用管理体制の充実</p> <p>(ホ) 雇用管理評価の推進</p> <p>(ヘ) 雇用改善の気運の醸成</p> <p>(ト) 建設雇用改善助成金制度の活用</p> <p>(チ) 行政体制の整備</p> <p>ロ 労働環境対策の推進</p> <p>(イ) 福利施設の整備</p> <p>(ロ) 新技術の活用</p> <p>(ハ) 建設工事現場における快適な職場環境づくりの推進</p> | | | |
| <p>2 雇用関係の明確化と雇用管理体制の整備</p> <p>(1) 雇用管理責任者の資質の向上</p> <p>(2) 雇入通知書の交付徹底による雇用関係の明確化等</p> <p>(3) 建設業界の自主的な雇用改善の促進</p> <p>(4) 就労経路の正常化の推進</p> | <p>2 建設労働者の能力の開発及び向上</p> <p>(1) 事業主団体等の行う生涯能力開発の推進</p> <p>(2) 公共職業訓練の整備、拡充</p> | <p>2 能力の開発及び向上</p> <p>(1) 事業主等の行う生涯能力開発の促進</p> <p>(2) 機動的、弾力的な公共職業訓練の運営</p> <p>(3) 職業能力評価制度の整備と活用</p> | <p>2 建設技能労働者の育成</p> <p>(1) 建設技能労働者の育成</p> <p>(2) 事業主等の行う職業能力開発の促進</p> <p>(3) 機動的、弾力的な公共職業訓練の運営</p> <p>(4) 職業能力評価制度の整備と活用</p> | <p>2 職業能力開発の推進</p> <p>(1) 共同訓練の推進</p> <p>(2) 認定職業訓練に対する支援</p> <p>(3) 急速な構造変化の下での職業能力開発、個人主導の職業能力開発の推進</p> <p>イ 事業主等の行う職業能力開発の促進</p> <p>ロ 個人主導の職業能力開発の推進</p> <p>(4) 公共職業能力開発施設における職業能力開発の推進</p> <p>(5) 職業能力評価制度等の整備と活用</p> | <p>2 職業能力開発の推進</p> <p>(1) 事業主等の行う職業能力開発の促進</p> <p>(2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進</p> <p>(3) 熟練技能の維持・継承及び活用</p> | <p>2 職業能力開発の推進</p> <p>(1) 事業主等の行う職業能力開発の促進</p> <p>(2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進</p> <p>(3) 熟練技能の維持・継承及び活用</p> | <p>2 職業能力開発の推進</p> <p>(1) 事業主等の行う職業能力開発の促進</p> <p>(2) 労働者の自発的な職業能力開発の促進</p> <p>(3) 熟練技能の維持・継承及び活用</p> |

| | 第1次計画 | 第2次計画 | 第3次計画 | 第4次計画 | 第5次計画 | 第6次計画 | 第7次計画 | 第8次計画 |
|--|---|--|--|---|---|---|--|---|
| | <p>3 不安定雇用の改善</p> <p>(1) 常用化の促進</p> <p>(2) 出稼労働者対策の強化</p> <p>(3) 積雪寒冷地における通年雇用対策の強化</p> | <p>3 建設労働者の福祉の増進</p> <p>(1) 雇用福祉の向上</p> <p>(2) 社会・労働保険の適用</p> <p>(3) 建設労働者の労働環境の整備</p> <p>(4) 健康管理の充実</p> <p>(5) 建設労働者の退職金共済制度の普及</p> <p>(6) 雇用福祉向上事業の推進</p> | <p>3 福祉の増進</p> <p>(1) 労働及び社会保険への加入促進</p> <p>(2) 健康管理の充実</p> <p>(3) 休日・休暇の改善</p> <p>(4) 労働環境の整備</p> <p>(5) 退職金共済制度の普及</p> <p>(6) 事業主団体等による雇用福祉事業の推進</p> | <p>3 労働条件の改善</p> <p>(1) 労働時間短縮対策の推進</p> <p>(2) 労働環境対策の推進</p> <p>(3) 労働安全衛生対策の推進</p> | <p>3 質の高い労働力の確保と女性、高齢者の積極的活用</p> <p>(1) 質の高い労働力の確保、活用のためのきめ細かな雇用改善等の促進</p> <p>(2) 女性雇用の拡大</p> <p>(3) 中高年齢者の活用</p> | <p>3 若年労働者等の確保及び女性労働者の活用</p> | <p>3 若年労働者の確保及び建設業に対する理解の促進</p> | <p>3 若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進等</p> <p>(1) 若年労働者等の確保及び建設業に対する理解の促進</p> <p>(2) 高年齢労働者の活躍の促進</p> <p>(3) 女性労働者の活躍の促進</p> |
| | <p>IV 能力開発・向上施策の基本事項</p> <p>1 職業訓練推進体制の整備</p> <p>(1) 建設技術の高度化、多様化に対応した職業訓練実施体制の整備</p> <p>(2) 建設業の特質に適合した職業訓練の推進</p> <p>(3) 職業訓練推進のための事業主に対する援助の強化</p> | <p>4 雇用改善推進体制の充実等</p> <p>(1) 雇用改善施策の周知徹底</p> <p>(2) 雇用管理体制の確立</p> <p>(3) 手帳制度の普及</p> <p>(4) 建設雇用改善助成金制度</p> <p>(5) 行政体制の整備</p> | <p>4 高齢化への対応及び若年労働者の確保</p> <p>(1) 高齢化への対応</p> <p>(2) 若年労働者の確保</p> | <p>4 労働福祉の改善</p> <p>(1) 労働及び社会保険への加入促進</p> <p>(2) 退職金共済制度の普及</p> <p>(3) その他労働福祉の充実</p> | <p>4 建設労働者に対する理解の促進等</p> <p>(1) 労働体験等を通じた理解の促進</p> <p>(2) 若年労働者の定着のための適切な雇用管理の推進</p> <p>(3) 職業能力評価制度の活用</p> | <p>4 高年齢労働者及び女性労働者の活用</p> <p>(1) 高年齢労働者の活用</p> <p>(2) 女性労働者の活用</p> | <p>4 高年齢労働者及び女性労働者の活躍の促進</p> <p>(1) 高年齢労働者の活躍の促進</p> <p>(2) 女性労働者の活躍の促進</p> | <p>4 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等</p> <p>(1) 円滑な労働移動及び新分野進出の支援</p> <p>(2) 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等</p> |
| | <p>2 技能に対する適正な評価とそれに基づく処遇の改善</p> | | <p>5 雇用改善を図るための条件の整備</p> <p>(1) 工事量の平準化</p> <p>(2) 雇用管理に配慮した事業主の選定</p> <p>(3) 労務関係諸経費の確保</p> <p>(4) 元請事業主の下請事業主に対する指導、援助</p> | <p>5 雇用改善を図るための基礎的條件の整備</p> <p>(1) 工事量の平準化</p> <p>(2) 雇用管理に配慮した事業主の選定</p> <p>(3) 労務関係諸経費の確保</p> <p>(4) 適正な綱紀の設定</p> | <p>5 雇用改善を図るための基礎的條件の整備</p> <p>(1) 工事量の変動への対応</p> <p>(2) 労務関係諸経費の確保等</p> <p>(3) 適正な工期の設定</p> | <p>5 雇用改善推進体制の整備</p> <p>(1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備</p> <p>(2) 事業主団体などにおける効果的な雇用改善の推進</p> <p>(3) 地域の実情を踏まえたきめ細やかな雇用改善の推進</p> <p>(4) 雇用改善の気運の醸成</p> <p>(5) 建設雇用改善助成金制度の活用</p> <p>(6) 関係行政機関相互の連携の確保等</p> <p>(7) 雇用改善指標を活用したきめ細やかな雇用改善の推進</p> <p>(8) 雇用改善を図るための諸条件の整備</p> | <p>5 円滑な労働力需給の調整等による建設労働者の雇用の安定等</p> <p>(1) 円滑な労働移動及び新分野進出の支援</p> <p>(2) 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の趣旨</p> <p>(3) 建設業務有料職業紹介事業及び建設業務労働者就業機会確保事業の適正な運営の確保等</p> | <p>5 雇用改善推進体制の整備</p> <p>(1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備</p> <p>(2) 事業主団体等における効果的な雇用改善の推進</p> <p>(3) 地域の実情を踏まえたきめ細やかな雇用改善の推進</p> <p>(4) 雇用改善の気運の醸成</p> <p>(5) 建設雇用改善助成金制度の活用及び建設業の動向を踏まえた検討</p> <p>(6) 関係行政機関相互の連携の確保等</p> <p>(7) 雇用改善を図るための諸条件の整備</p> |

| | 第1次計画 | 第2次計画 | 第3次計画 | 第4次計画 | 第5次計画 | 第6次計画 | 第7次計画 | 第8次計画 |
|--|--|-------|---|--|----------------|---------------|---|----------------|
| | V 福祉増進施策の基本事項 1 適正な労働条件の確保を通じての福祉の増進 | | 6 雇用改善推進体制の充実等 (1) 雇用管理体制の充実 (2) 事業主団体等による自主的な取組の推進 (3) 雇用改善の気運の醸成 (4) 建設労働手帳制度の推進 (5) 建設雇用改善助成金制度の活用 (6) 行政体制の整備 | 6 雇用改善推進体制の充実等 (1) 元請企業の役割の強化 (2) 事業主団体による自主的な取組の推進 (3) 雇用管理体制の充実 (4) 雇用改善の気運の醸成 (5) 建設雇用改善助成金制度の活用 (6) 行政体制の整備 (7) 雇用の安定、労働条件の改善等を一体として進めるための方策の検討 | 6 外国人労働者問題への対応 | 6 外国人労働問題への対応 | 6 雇用改善推進体制の整備 (1) 建設事業主における雇用管理体制等の整備 (2) 事業主団体等における効果的な雇用改善の推進 (3) 地域の実業を踏まえたきめ細やかな雇用改善の推進 (4) 雇用改善の気運の醸成 (5) 建設雇用改善助成金制度の活用 (6) 関係行政機関相互の連携の確保等 (7) 雇用改善を図るための諸条件の整備 | 6 外国人労働者問題への対応 |
| | 2 社会保険の適用 | | | 7 時代の変化に応じた課題への取組 (1) 若年労働者の確保及び建設業のイメージアップ (2) 高齢化への対応の強化 (3) 女子労働者への対応の強化 (4) 技術革新への対応 (5) 外国人労働者問題への対応 | | | 7 外国人労働問題への対応 | |
| | 3 建設労働者の労働環境の整備 (1) 作業員宿舎の整備 その他住居施設の整備 (2) 建設労働者の福祉施設の整備 | | | | | | | |
| | 4 その他 (1) 建設労働者の健康管理に関する施策の強化 (2) 建設労働者の退職金共済制度の普及 | | | | | | | |